

共済組合ガイドブック

【共済だより特別号】

予算



P2-5

掛金、標準報酬



P6-11

支える共済事業
素敵な暮らしを
あなたと家族の

健康増進



P20-21

貯金



P22

被扶養者



P12-15

医療



P16-17

貸付



P23

団体保険



P24

休業給付



P17

年金



P18-19

2024
保存版

防長苑



P26-27

HP・SNS



P28

共済組合の行う
事業のすべてが
この1冊に!

令和6年度の事業計画から予算、共済制度の説明まで詰め込みました。
まずは、1度読んでいただき、1年間お手元に置いて、必要な時に読み返して
ください。

ホームページもご覧ください <https://www.kyosai-yamaguchi.jp>





令和6年度 事業計画および予算

共済組合の事業運営に係る費用は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金により賄われています。

令和6年度の掛金率・負担金率

組合員の皆さんに、掛金をご負担いただきます。
標準報酬月額・標準期末手当等の額に掛金率を乗じます。

(単位:%)

組合員種別	経理区分	短期経理		保健経理	厚生年金保険経理	退職等年金経理
		掛金	介護掛金	掛金	組合員保険料	掛金
一般組合員	一般職	51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
	特別職	51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
	組合専従	51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
	派遣職員	51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
	地方独立行政法人の職員	51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
短期組合員		51.50	8.50	2.00	—	—
市町村長組合員		51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
70歳以上組合員		51.50	—	2.00	—	7.5
長期組合員		2.59	—	2.00	—	7.5
後期高齢者等短期組合員		2.59	—	2.00	—	—
特定消防組合員		51.50	8.50	2.00	91.50	7.5
船員一般組合員		49.68	8.50	2.00	91.50	7.5
船員短期組合員		49.68	8.50	2.00	—	—
任意継続組合員		103.00	17.00	—	—	—

※短期経理の介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

地方公共団体等に、負担金をご負担いただきます。
標準報酬月額・標準期末手当等の額に負担金率を乗じます。

(単位:%)

組合員種別	経理区分	短期経理				保健経理	厚生年金保険経理		経過的長期経理	退職等年金経理	業務経理	
		負担金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	負担金	負担金	公的負担金	負担金	負担金	子ども・子育て 拠出金	事務費 負担金 (1人当たり月額)
一般組合員	一般職	51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	—	915円
	特別職	51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	—	
	組合専従	51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	—	7.5	3.6	
	派遣職員	51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	3.6	
	地方独立行政法人の職員	51.50	8.50	0.1	—	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	3.6	
短期組合員		51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	—	—	—	—	—	433円
市町村長組合員		51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	—	915円
70歳以上組合員		51.50	—	0.1	0.74	2.00	—	—	0.0953	7.5	—	915円
長期組合員		2.59	—	—	0.74	2.00	—	—	0.0953	7.5	—	915円
後期高齢者等短期組合員		2.59	—	—	0.74	2.00	—	—	—	—	—	433円
特定消防組合員		51.50	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	—	915円
船員一般組合員		53.32	8.50	0.1	0.74	2.00	91.50	39.6	0.0953	7.5	—	915円
船員短期組合員		53.32	8.50	0.1	0.74	2.00	—	—	—	—	—	433円
任意継続組合員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※短期経理の介護負担金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

運営方針

組合員のための共済組合であるという自覚を常に持ち、社会経済情勢の変化や構成市町等の状況を踏まえ、直面する諸課題に迅速かつ的確に対応していきます。

また、各事業の検証および評価を行うとともに、さらなる経費の節減に努め、規律ある財政運営を行うことにより、組合員から信頼される共済組合を目指します。

重点項目

1 制度改正への適切な対応

定年年齢の引上げに伴う地方公務員法の改正をはじめ様々な制度改正について、組合員および年金受給者に情報を提供するとともに、事業運営および事務処理を適正に行います。

2 データヘルス計画の実行による 短期給付財政の安定化に向けた取り組み

第3期データヘルス計画（令和6年度から令和11年度まで）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、組合員等の健康の保持増進を実現し医療費の伸びを抑制します。

また、所属所と協働し、健康意識の向上、生活習慣の改善に向けた取り組み「コロナヘルス」を推進します。

3 広報活動の強化

組合員や構成市町等に共済組合制度や共済組合への関心を高めてもらうため、共済組合が実施している事業や防長苑のイベント等について、ホームページや広報誌「共済だより」、各種SNSを活用して効果的な広報・PR活動を行います。

4 保養所「防長苑」の経営改善

第三次防長苑経営改善計画に基づき、「愛され、必要とされる保養所」・「信頼される運営とたゆまぬ経営改善」を目指す施設像・行動目標とし、防長苑を経営していきます。

お客様目線の宴集会・イベント・物品販売を促進し、サービス向上に努め収支改善を図ります。

また、安心安全対策の徹底に努めます。

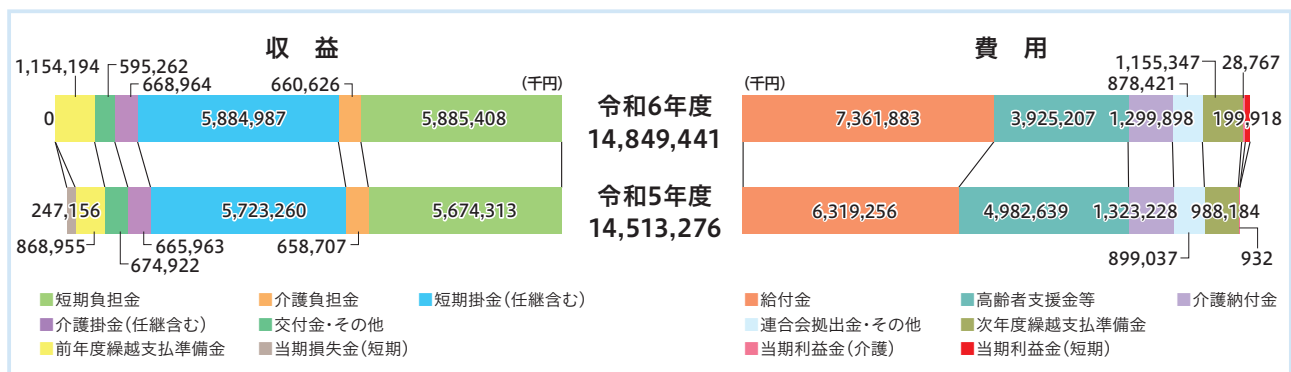
令和6年度予算

◆ 基礎数値

	令和5年度	令和6年度	差
組合員数	22,911人	23,294人	383人
平均標準報酬月額 短期	317,641円	315,677円	△1,964円
平均標準報酬月額 長期	376,052円	374,237円	△1,815円
被扶養者数	17,265人	17,038人	△227人

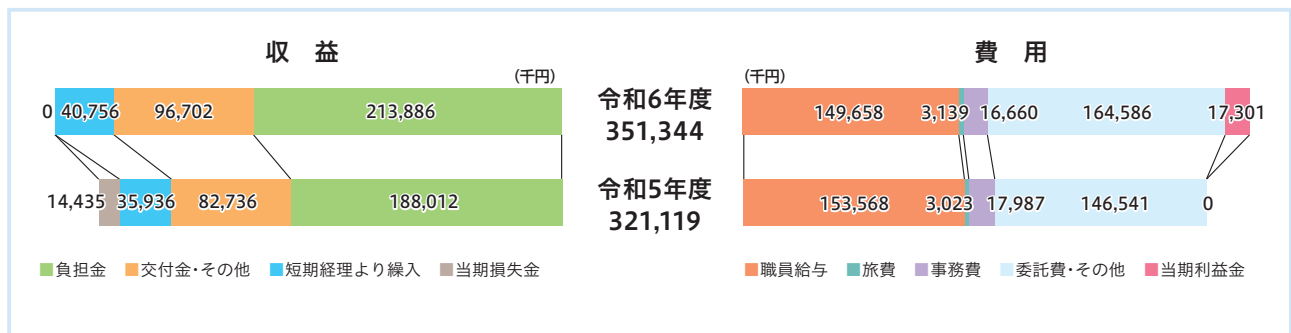
短期経理

医療費の支払や、出産・死亡・休業・災害等に係る給付、高齢者医療制度への支援金、介護納付金等の支払を実施します。



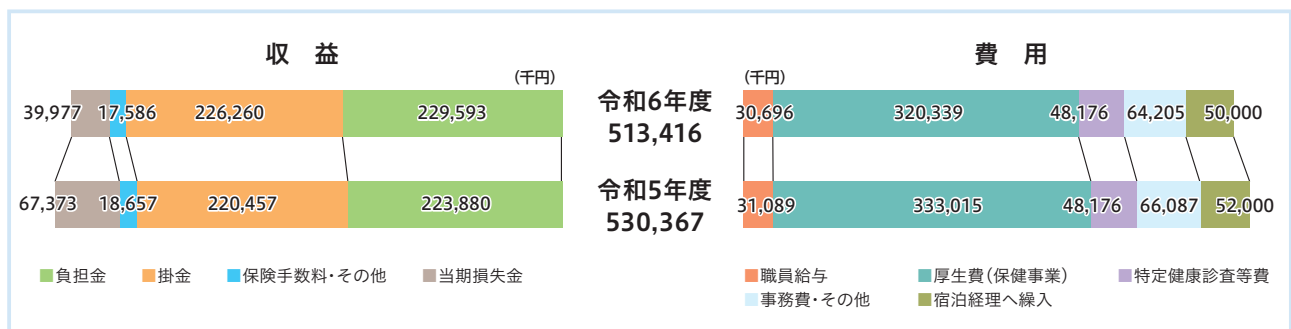
業務経理

事務費等の経費削減に努めるとともに広報誌およびホームページを活用し共済事業の周知を図ります。



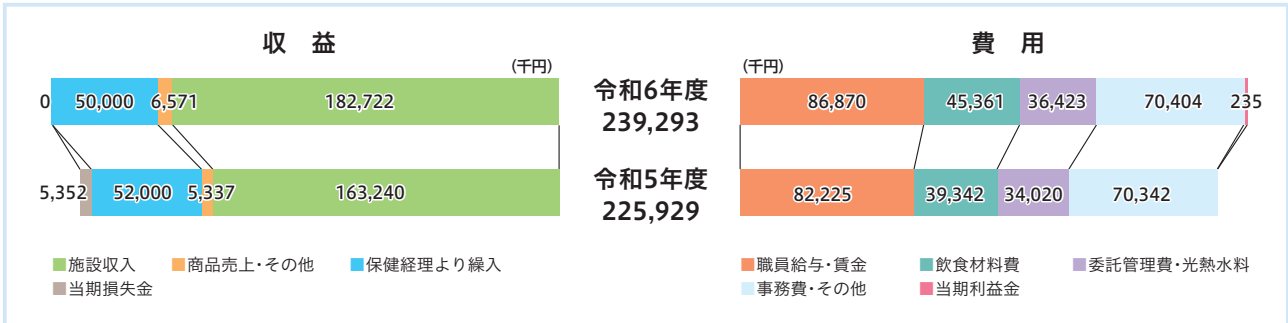
保健経理

心と体の健康保持増進や医療費増高抑制を行うため、保健・保養事業、特定健診・保健指導事業を実施します。



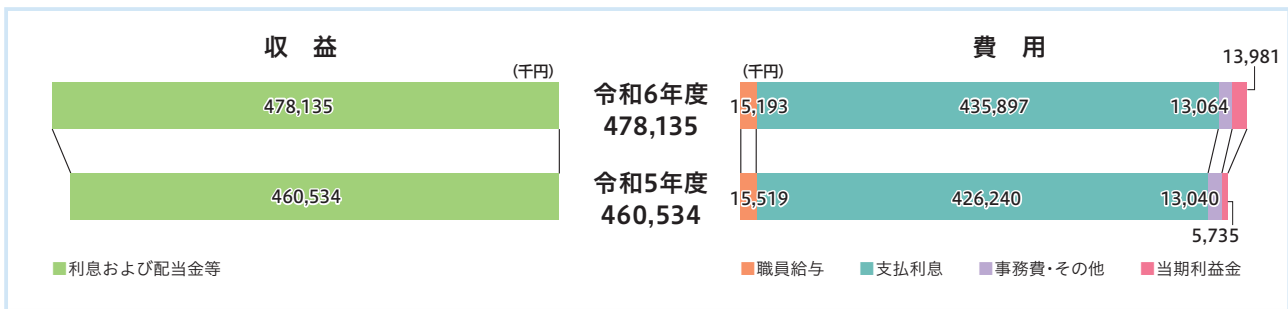
宿泊経理

「愛され、必要とされる保養所」を目指し、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、第三次経営改善計画におけるアクションプランをもとに組合員ニーズに応えるサービスを提供します。



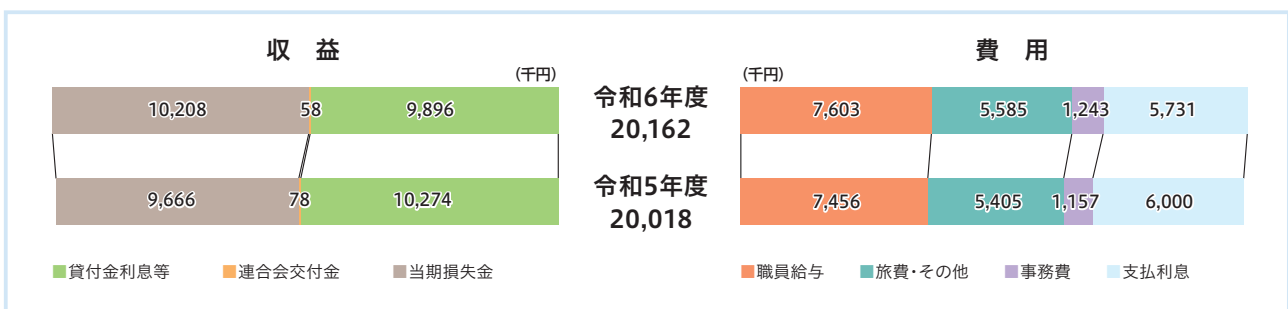
貯金経理

安全性の確保および運用利回り低下の抑制に努め、資産形成に資するため、預けられた資金を一括で運用して収益を得て、利息として還元します。



貸付経理

生活の安定と福祉の向上に役立つために、臨時の支出に対して貸付を行います。



厚生年金保険・退職等年金・経過的長期経理

全国市町村職員共済組合連合会（以下、「連合会」という。）との共同事業として、老齢厚生年金や障害厚生年金、遺族厚生年金等の受付・審査・相談等を行います。

それぞれの経理の収益は、連合会へ全額払い込みます。

退職等年金預託金管理経理

連合会からの預託により、貸付経理への事業資金の貸付等を行い、年金積立金の一部を運用します。

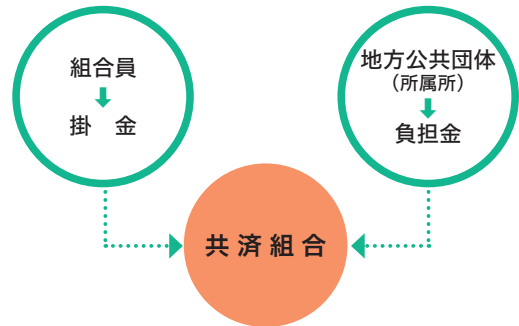
収益は、連合会へ全額払い込みます。



共済組合に納めるお金(掛金)

共済組合の事業*を行う財源は、地方公共団体が事業主として納める「負担金」と、組合員が納める「掛金(保険料)」で賄われています。

※宿泊事業、貯金事業、貸付事業は除きます。



掛金は所属所を通じて共済組合に納められます。掛金および負担金の率は、年度ごとに決定します。

掛金(保険料)算定方法(円位未満切捨て)

給料：標準報酬月額 × 掛金率

ボーナス：標準期末手当等額 × 掛金率

掛金(保険料)は、給与明細の、短期掛金、厚生年金保険料などの名前で表示されているお金のことよ。



掛金を計算する基となる標準報酬月額は、報酬月額を標準報酬等級表にあてはめることで確認できるよ。



給料について

標準報酬月額とは？ (8ページに関連記事があります)

組合員の資格を取得したときには、その資格を取得した日の報酬を等級表にあてはめて標準報酬月額を決定(「資格取得時決定」)します。その後、標準報酬月額は、毎年1回9月の「定時決定」により再決定し、大幅に報酬が変動した場合は、「随時改定」等により変更となります。

令和6年度 算出例

205,000円の報酬月額の場合

標準報酬月額 200,000円

短期掛金	200,000円×51.5% = 10,300円(75歳未満の方のみ徴収)
介護掛金	200,000円×8.50% = 1,700円(40歳以上65歳未満の方のみ徴収)
福祉(保健)掛金	200,000円×2.00% = 400円
厚生年金保険料	200,000円×91.5% = 18,300円(70歳未満の方のみ徴収)
退職等年金掛金	200,000円×7.5% = 1,500円

⇒次ページ「標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧」をCHECK!

ボーナスについて

標準期末手当等額とは？

ボーナスを受けた月において、組合員が受けた期末手当等の額に基づき、1,000円未満の端数を切り捨てたうえで、標準期末手当等額を決定します(上限 短期：年間累計573万円、長期(年金)：各支給期150万円)。

令和6年度 算出例

423,833円のボーナス額の場合

標準期末手当等額 423,000円

短期掛金	423,000円×51.5% = 21,784円(75歳未満の方のみ徴収)
介護掛金	423,000円×8.50% = 3,595円(40歳以上65歳未満の方のみ徴収)
福祉(保健)掛金	423,000円×2.00% = 846円
厚生年金保険料	423,000円×91.5% = 38,704円(70歳未満の方のみ徴収)
退職等年金掛金	423,000円×7.5% = 3,172円

【令和6年度】標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧

計算式：掛金(保険料) = 標準報酬月額 × 掛金率 <円位未満切捨て>

ご自身の標準報酬月額等の行をご覧いただくと、1か月当たりの掛金を確認することができます。

(単位：円、%)

標準報酬				報酬月額		掛金(保険料)率					掛金合計 (短期組合員除く)		掛金合計 (短期組合員)		
短期 給付	等級		月額			以上	未満	短期	介護	保健	厚生 年金	退職等 年金	介護除く	介護含む	介護除く
	長期給付 厚生 年金	退職等 年金		51.5	8.5			2.00	91.5	7.5					
				以上	未満										
1			58,000	0	63,000	2,987	493	116			11,815	12,308	3,103	3,596	
2			68,000	63,000	73,000	3,502	578	136			12,350	12,928	3,638	4,216	
3			78,000	73,000	83,000	4,017	663	156			12,885	13,548	4,173	4,836	
4	1	1	88,000	83,000	93,000	4,532	748	176	8,052	660	13,420	14,168	4,708	5,456	
5	2	2	98,000	93,000	101,000	5,047	833	196	8,967	735	14,945	15,778	5,243	6,076	
6	3	3	104,000	101,000	107,000	5,356	884	208	9,516	780	15,860	16,744	5,564	6,448	
7	4	4	110,000	107,000	114,000	5,665	935	220	10,065	825	16,775	17,710	5,885	6,820	
8	5	5	118,000	114,000	122,000	6,077	1,003	236	10,797	885	17,995	18,998	6,313	7,316	
9	6	6	126,000	122,000	130,000	6,489	1,071	252	11,529	945	19,215	20,286	6,741	7,812	
10	7	7	134,000	130,000	138,000	6,901	1,139	268	12,261	1,005	20,435	21,574	7,169	8,308	
11	8	8	142,000	138,000	146,000	7,313	1,207	284	12,993	1,065	21,655	22,862	7,597	8,804	
12	9	9	150,000	146,000	155,000	7,725	1,275	300	13,725	1,125	22,875	24,150	8,025	9,300	
13	10	10	160,000	155,000	165,000	8,240	1,360	320	14,640	1,200	24,400	25,760	8,560	9,920	
14	11	11	170,000	165,000	175,000	8,755	1,445	340	15,555	1,275	25,925	27,370	9,095	10,540	
15	12	12	180,000	175,000	185,000	9,270	1,530	360	16,470	1,350	27,450	28,980	9,630	11,160	
16	13	13	190,000	185,000	195,000	9,785	1,615	380	17,385	1,425	28,975	30,590	10,165	11,780	
17	14	14	200,000	195,000	210,000	10,300	1,700	400	18,300	1,500	30,500	32,200	10,700	12,400	
18	15	15	220,000	210,000	230,000	11,330	1,870	440	20,130	1,650	33,550	35,420	11,770	13,640	
19	16	16	240,000	230,000	250,000	12,360	2,040	480	21,960	1,800	36,600	38,640	12,840	14,880	
20	17	17	260,000	250,000	270,000	13,390	2,210	520	23,790	1,950	39,650	41,860	13,910	16,120	
21	18	18	280,000	270,000	290,000	14,420	2,380	560	25,620	2,100	42,700	45,080	14,980	17,360	
22	19	19	300,000	290,000	310,000	15,450	2,550	600	27,450	2,250	45,750	48,300	16,050	18,600	
23	20	20	320,000	310,000	330,000	16,480	2,720	640	29,280	2,400	48,800	51,520	17,120	19,840	
24	21	21	340,000	330,000	350,000	17,510	2,890	680	31,110	2,550	51,850	54,740	18,190	21,080	
25	22	22	360,000	350,000	370,000	18,540	3,060	720	32,940	2,700	54,900	57,960	19,260	22,320	
26	23	23	380,000	370,000	395,000	19,570	3,230	760	34,770	2,850	57,950	61,180	20,330	23,560	
27	24	24	410,000	395,000	425,000	21,115	3,485	820	37,515	3,075	62,525	66,010	21,935	25,420	
28	25	25	440,000	425,000	455,000	22,660	3,740	880	40,260	3,300	67,100	70,840	23,540	27,280	
29	26	26	470,000	455,000	485,000	24,205	3,995	940	43,005	3,525	71,675	75,670	25,145	29,140	
30	27	27	500,000	485,000	515,000	25,750	4,250	1,000	45,750	3,750	76,250	80,500	26,750	31,000	
31	28	28	530,000	515,000	545,000	27,295	4,505	1,060	48,495	3,975	80,825	85,330	28,355	32,860	
32	29	29	560,000	545,000	575,000	28,840	4,760	1,120	51,240	4,200	85,400	90,160	29,960	34,720	
33	30	30	590,000	575,000	605,000	30,385	5,015	1,180	53,985	4,425	89,975	94,990	31,565	36,580	
34	31	31	620,000	605,000	635,000	31,930	5,270	1,240	56,730	4,650	94,550	99,820	33,170	38,440	
35	32	32	650,000	635,000	665,000	33,475	5,525	1,300	59,475	4,875	99,125	104,650	34,775	40,300	
36			680,000	665,000	695,000	35,020	5,780	1,360			100,730	106,510	36,380	42,160	
37			710,000	695,000	730,000	36,565	6,035	1,420			102,335	108,370	37,985	44,020	
38			750,000	730,000	770,000	38,625	6,375	1,500			104,475	110,850	40,125	46,500	
39			790,000	770,000	810,000	40,685	6,715	1,580			106,615	113,330	42,265	48,980	
40			830,000	810,000	855,000	42,745	7,055	1,660			108,755	115,810	44,405	51,460	
41			880,000	855,000	905,000	45,320	7,480	1,760			111,430	118,910	47,080	54,560	
42			930,000	905,000	955,000	47,895	7,905	1,860			114,105	122,010	49,755	57,660	
43			980,000	955,000	1,005,000	50,470	8,330	1,960			116,780	125,110	52,430	60,760	
44			1,030,000	1,005,000	1,055,000	53,045	8,755	2,060			119,455	128,210	55,105	63,860	
45			1,090,000	1,055,000	1,115,000	56,135	9,265	2,180			122,665	131,930	58,315	67,580	
46			1,150,000	1,115,000	1,175,000	59,225	9,775	2,300			125,875	135,650	61,525	71,300	
47			1,210,000	1,175,000	1,235,000	62,315	10,285	2,420			129,085	139,370	64,735	75,020	
48			1,270,000	1,235,000	1,295,000	65,405	10,795	2,540			132,295	143,090	67,945	78,740	
49			1,330,000	1,295,000	1,355,000	68,495	11,305	2,660			135,505	146,810	71,155	82,460	
50			1,390,000	1,355,000		71,585	11,815	2,780			138,715	150,530	74,365	86,180	

- 介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収します。
- 厚生年金保険料の徴収は、70歳到達月の前月までです。
- 船員組合員については、短期掛金率は【49.68%】で計算します。
- 期末手当等については、上記のように等級表を使用するのではなく、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

例えば、標準報酬月額が20万円の方は、この行を確認してね。

お問い合わせ ▶ 保険課 調定担当 ☎ 083-925-6142



標準報酬月額の設定と改定について

標準報酬とは、共済組合の掛金や育児休業手当金などの短期給付、老齢厚生年金などの長期給付の算定の基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。

掛金の算定

手当金などの算定

年金の算定

報酬の範囲

標準報酬月額の算定の基礎となる報酬の範囲は、原則として、組合員が自己の労務の対償として受ける基本給や諸手当等のすべてです。報酬は、その性質に応じて、「固定的給与」と「非固定的給与」とに区分されます。

固定的給与の例	非固定的給与の例
基本給、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当など	時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当など

この標準報酬月額は、原則として年1回の決まった時期（毎年9月）に見直しが行われ、1年の途中で報酬が大きく変動した場合には、一定の要件を満たしたときに改定されることになっています。

資格取得時決定	組合員となったときに行う決定
定時決定	年1回の決まった時期（毎年9月）の見直し
随時改定	報酬が大きく変動したときに行う改定
産前産後休業終了時改定	産前産後休業が終了したときに行う改定
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了したときに行う改定

▶ 資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格取得日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。

決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日から、その年の8月（6月1日から12月31日までの間に資格を取得した組合員については、翌年の8月）まで適用します。

▶ 定時決定

組合員が実際に受けている報酬と既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年4月から6月の3か月間に受けた報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。これをその年の9月から翌年の8月まで各月の標準報酬月額とします。

定時決定は、原則として、毎年7月1日に組合員である方が対象となります。

ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定が行われる方は、その年の定時決定の対象とはなりません。

4月の報酬

5月の報酬

6月の報酬

4月から6月の報酬の平均額
「標準報酬等級表」にあてはめる

標準報酬月額
(9月から翌年8月まで適用)

▶ 随時改定

9月から翌年の8月までの間に報酬が大幅に変動し、次の3つすべてに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき。(※1)
- ②変動月から3か月の間に支払われた報酬の平均額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。(※2)
- ③3か月とも支払基礎日数が17日以上であったとき。

※1 固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬の著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。

※2 2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額した場合か、いずれも減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合またはその逆の場合には、随時改定の対象とはなりません。

▶ 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日においてその産前産後休業に係る子を養育する場合、本組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を改定します。産前産後休業終了時改定により改定された標準報酬月額は、次の定時決定まで適用されます。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、対象とはなりません。

▶ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合で、本組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を改定します。育児休業等終了時改定により改定された標準報酬月額は次の定時決定まで適用されます。ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、対象とはなりません。

お問い合わせ

保険課 調定担当

☎ 083-925-6142



掛金の免除について

産前産後休業および育児休業等を取得している組合員は、申出により定められた期間について掛金が免除されます。

産前産後休業 掛金免除

◆ 免除期間

いつから 出産（予定）日の42日前（多胎妊娠の場合は98日前）の属する月

いつまで 出産日の56日後の翌日の属する月の前月

※特別休暇の産前産後休業として承認された期間に限り、免除となります。

◆ 申出方法

産前産後休業掛金免除申出書を免除期間の開始前までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
なお、出産日が予定日と異なる場合、変更の申出が必要になりますのでご注意ください。

育児休業等 掛金免除

◆ 免除期間

いつから 育児休業等を開始した日の属する月

いつまで 育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月

◆ 掛金免除の要件

標準報酬

次のいずれかの要件を満たす場合も、掛金免除に該当します。

- ・月の末日に育児休業を取得していること。
- ・育児休業の始期・終期が同一月の場合、育児休業の期間が14日以上であること。

標準期末手当

次の両方の要件を満たすとき掛金免除に該当します。

- ・1か月を超える育児休業を取得していること。
- ・期末手当等の支給日の属する月の末日に、育児休業を取得していること。

◆ 申出方法

育児休業等掛金免除申出書を免除期間の開始前までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
なお、期間が変更になった場合、変更の申出が必要になりますのでご注意ください。

例 標準報酬月額28万円 40歳未満(介護非該当)の組合員

出産予定日：令和6年3月20日

出産日：令和6年3月19日

産前産後休業：令和6年1月25日～5月14日(出産予定日の56日前より承認されている場合)

育児休業：令和6年5月15日～令和7年3月31日

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇期間		産前産後休業期間				育児休業等期間						
免除期間		産前産後休業掛金免除期間				育児休業等掛金免除期間						
免除額	0円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円	42,700円

※出産日の42日前は2月6日ですので、2月から産前産後休業掛金免除となります。

※免除期間中に支給されたボーナスについても、掛金が免除されます。

合計 597,800 円の免除！



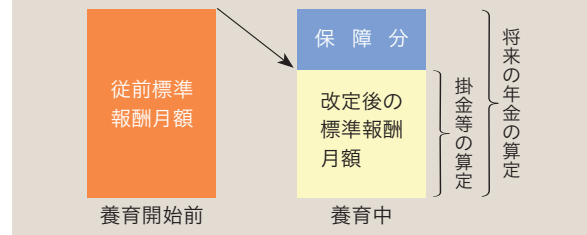
養育特例制度について

養育特例とは、3歳未満の子を養育している場合で、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回るとき、組合員からの申出により、年金額の計算に限り従前標準報酬月額を適用する制度です。

申請日から2年間は遡及して適用を受けることができます。

なお、この制度は、短時間勤務や時間外勤務の減少等で標準報酬月額が低くなったことにより、将来受け取る年金が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付等の算定基礎となる標準報酬月額には適用されません。

- ◆従前標準報酬月額はいつの標準報酬月額を基準とするの？
3歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額となります。



対象者

◆3歳未満の子を養育している組合員

- ※組合員であれば、性別に関わらず対象となりますが、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。
- ※「子を被扶養者に行っている」「育児短時間勤務・部分休業を取得している」等の要件はありません。

適用期間

開始 ⇒ 子が生まれたとき、子と養子縁組したとき、別居していた子と同居したとき
※掛金免除(育休・産休)期間中は適用になりません。

終了 ⇒ 子が3歳に到達したとき、養育しなくなったとき(死亡または別居等)、組合員資格を喪失したとき、掛金免除(育休・産休)が開始されたとき など

養育特例の開始に伴う申出方法

養育特例の適用を受ける場合には、「養育期間標準報酬月額特例申出書」と添付書類を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

なお、現に標準報酬月額が下がってなくても、養育特例の申出をすることは可能です。

添付書類

① 子の戸籍謄(抄)本(申請者が世帯主の場合で、②により確認できる場合は省略できます。)

※申出の対象となる子が以下の場合は、次の書類を提出してください。

- ・特別養子縁組の監護期間にある子の場合、家庭裁判所が交付する事件係属証明書
- ・養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合、児童相談所が交付する措置決定通知書

② 世帯全員の住民票(③を提出する場合は、原則、添付を省略できます。)

③ 申請書(届出者)の個人番号を記載した場合は、次のAまたはBのいずれかの書類

A.マイナンバーカードの両面のコピー

B.マイナンバーが確認できる書類①および身元(実存)確認書類②

①通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)または個人番号の表示のある住民票の写し

②運転免許証、パスポート、在留カードなどのいずれか

養育特例の終了に伴う申出方法

子の死亡、別居などにより養育しないこととなった場合のみ、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

お問い合わせ

保険課 調定担当

☎ 083-925-6142



組合員の被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などのうち、**主として組合員の収入によって生計を維持している方で、日本国内に住所を有する方**は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

被扶養者の範囲

日本国内に住所を有する方(日本国内に生活の基盤があると認められる方を含む。)で、

- ① 組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、①に掲げる者以外の方
- ③ 組合員の内縁の配偶者の父母および子で組合員と同一世帯に属する方(当該配偶者の死後も同じ。)

被扶養者と認められない方

- ① 共済組合の組合員または健康保険の被保険者
- ② 組合員以外の方が受ける扶養手当等の対象となっている方
- ③ 組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない方
- ④ **認定基準額以上の収入がある方**
- ⑤ 国内に住所を有するが、実際には海外に居住している方等

認定基準額とは

認定基準額 年額130万円 (年額180万円)	連続する12か月の収入の合計が、認定基準額以上となる場合は扶養認定できません。 なお、次の者は認定基準額を年額180万円とします。 ・60歳以上の方(令和5年4月1日改定) ・60歳未満で、公的年金等のうち、障害給付の年金を受けている方
-------------------------------	---

※ただし、月額または日額で判断した方が実情に即している場合は、基準額を次のとおりとします。

月額基準額 108,334円	認定基準額を12か月で割った額 次のような場合は、認定基準額以上となるものとみなし、扶養認定できません。 ① 毎月の給料額の見込み(労働条件)が月額基準額以上となる場合 ② ①に該当しない場合で、実際に支払われた給料等が3か月連続して月額基準額以上となる時
日額基準額 3,612円	月額基準額を30日で割った額 雇用保険失業給付や休業給付の日額などが日額基準額以上となる場合、認定基準額以上となるものとみなし、受給期間中の扶養認定はできません。

◎ そのほかの基準額

父母等の夫婦の場合、夫婦の扶助義務の観点から、父母等夫婦の一方の年間収入が認定基準額未満の場合であっても、夫婦の年間収入の合算額が合算基準額以上のときは、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないものとします。

父母等を認定する場合の認定基準額一覧表

合算基準額の区分		
父母ともに認定基準額が130万円 合算基準額260万円	父母の一方(A)のみ認定基準額が180万円 合算基準額265万円	父母ともに認定基準額が180万円 合算基準額270万円
年間収入額(父母のいずれかをA、Aの配偶者をBとする)	被扶養者としての認定可否	
	A	B
A、Bともに認定基準額未満で合算基準額未満	認定	認定
Aが認定基準額以上、Bが認定基準額未満で合算基準額未満	×	認定
Bが認定基準額以上、Aが認定基準額未満で合算基準額未満	認定	×
合算基準額以上	×	×

被扶養者認定における収入の取扱い

- ◎ 被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間（連続する12か月）の総収入額をいいます。
 - ・連続する12か月は、暦年（1～12月）や年度（4月～翌年3月）などに限定されません。
 - ◎ 所得税法上の所得と同一ではありません。
 - ・非課税の休業給付、公的年金（遺族年金・障害年金）等を含みます。
 - ・農業・事業・不動産所得等では、控除できる経費は共済組合が認めた経費に限ります。
- ※農業・事業・不動産所得等があるときは、必ず確定申告（または市町村県民税の申告）を行ってください。

被扶養者認定における収入の種類

① 給与収入（給料・賞与・手当・賃金等）

給料・賞与・手当・賃金の総支給額（所得税控除前の額）から通勤手当の非課税分を除いた額

② 農業・事業・不動産収入

農業・事業から生じる収入および土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費（所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費）を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業収入の場合、特に認められる経費】

雇人費、小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金について

- ・従業員を雇用し、1人につき年額130万円以上を支払っている場合は、被扶養者として認められません。
- ・同居の親族に対する給料・賃金は、経費として認められません。
- ※家内特例経費等については、実際にかかった経費ではないため、経費として認められません。

事業収入については、ホームページで詳細に説明しています。



③ 年金収入

各種年金（遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む。）、恩給等の証書等に記載された決定年金額。ただし、個人年金は除く。

④ 利子収入

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

⑤ その他の収入

雇用保険法に基づく失業給付または社会保険各法に基づく休業給付金等

⑥ 組合において、1～5に準じる収入と認定した収入

株式譲渡収入等

給与収入のある被扶養者が認定取消しとなる場合

(認定基準額130万円、給与収入以外の収入がない場合の例)

- ① 労働条件上の給与等の月額が108,334円以上のとき、または労働条件上の給与等の年額が130万円以上となることを見込まれるとき
→就職日または労働条件変更日から取消し。
- ② ①以外の場合で、連続する12か月の給与等の収入の合計が130万円以上となったとき
→130万円以上となった月の初日から取消し。
- ③ ①以外の場合で、給与等の収入が3か月連続で108,334円以上となったとき
→連続して108,334円以上となった最初の月の初日から取消し。
ただし、勤務開始当初からの給与等が3か月以上連続して108,334円以上となるとみなされるときは、就職日または労働条件変更日から取消し。

給与等の収入とは、給料、手当（非課税の交通費を除く）、賞与等のすべての収入の合計額をいいます。これらの収入は、全額を支払われた月の収入として計算します。

給与以外の収入があるときは給与等の基準額が異なります。次ページをご参照ください。

● 注意点

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、被扶養者認定の特例があります。

詳しい内容については、共済組合ホームページNEWS 2023.11.22「年収の壁・支援強化パッケージ」における、被扶養者認定の円滑化の取扱い等についてをご確認ください。



あなたの被扶養者の資格確認をしてみましょう

- Check ① 被扶養者が就職などで、健康保険の資格を取得した
- Check ② 同居が認定要件となっている被扶養者と別居した
- Check ③ 組合員が主たる生計扶養者ではなくなった
- Check ④ 別居している被扶養者（事実上の別居を含む。）への仕送りをやめた
- Check ⑤ 被扶養者に認定基準額以上の**収入**が見込まれる
- Check ⑥ 被扶養者の**給与収入額**が、認定基準額以上となった
- Check ⑦ 被扶養者が**確定申告**をした際、**収入**が認定基準額以上となった
- Check ⑧ 被扶養者が認定基準額以上の**年金**を受給することになった
- Check ⑨ 被扶養者が日額基準額以上の**雇用保険**を受給することになった

チェックに1つでも当てはまる場合は、速やかに被扶養者資格の取消し手続きをしてください。

また、ここに挙げた内容以外にも取消し要件に該当する場合がありますので、ご質問があれば共済組合保険課までご連絡ください。

給与収入等の基準となる額（複数の収入がある場合）

よくあるご相談に、「年金収入や事業収入がある者が、さらにパート収入を得ようとするとき、どの程度の収入であれば被扶養者の収入の範囲内か？」というものがあります。

このときの計算方法は、次のようになります。

被扶養者の収入を、収入の性質により次の3種類に分けます。

収入の性質	収入の種類	あなたの額
年額として考える	・年金（決定通知、改定通知の日付からその額が発生するものとみなす） ・事業収入等、確定申告により金額が確定した収入（確定申告を行った日から次の確定申告をするまで、その額があるものとみなす。認められる経費については13ページ参照）	①
月額として考える	給与収入（給料、賞与、手当等の合計。全額を支払われた月の収入として計算する）	②
日額として考える	雇用保険失業給付、休業給付等、日額により計算されるもの。	③

次の式に当てはめて計算します。

ただし、父母等夫婦の合算基準額が適用される方はこの限りではありませんので、共済組合へご相談ください。

（認定基準額 - 年額の収入の合計（①）） = 差引後の年額の基準額

差引後の年額の基準額 ÷ 12か月 = 差引後の月額基準額（注1）

差引後の月額基準額 ÷ 30日 = 差引後の日額基準額（注2）

（注1）連続する12か月の収入が差引後の年額の基準額未満かつ②がこの額未満であれば、被扶養者の収入要件を満たしていると考えられます。

前ページの「給与収入のある被扶養者が認定取消しとなる場合」も併せてご覧ください。

（注2）③がこの額未満であれば、被扶養者の収入要件を満たしていると考えられます。

【例1】 90万円の年金収入がある60歳以上の被扶養者（認定基準額180万円）

パート収入を得る場合、連続する12か月で90万円未満、毎月75,000円未満の収入であれば、被扶養者の範囲内の収入となると考えられます。

$$(180万円 - 90万円) \div 12か月 = 75,000円$$

【例2】 60万円の事業収入のある配偶者（認定基準額130万円）

パート収入を得る場合、連続する12か月で70万円未満、毎月58,334円未満の収入であれば、被扶養者の範囲内の収入となると考えられます。

$$(130万円 - 60万円) \div 12か月 = 58,334円（端数切上）$$

被扶養者に係る手続きは所属所の共済組合事務担当課へ

被扶養者の認定を希望するとき

「被扶養者申告書（認定）」「個人番号申告票」

添付書類：組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類

詳細は、所属所の共済組合事務担当課でご確認ください。

○被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出が必要です。

○事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書を所属所で受付けた日からの認定となります。

被扶養者の取消しの届出

「被扶養者申告書（取消）」

添付書類：取消日の確認ができる書類および組合員被扶養者証等

○被扶養者の要件に該当しなくなるときは、速やかに届出が必要です。

○取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還することとなります。

被扶養者の氏名および住所を変更したとき

「氏名・住所・給付金等振込口座変更申告書」

国民年金第3号の被保険者の届出

「国民年金第3号被保険者関係届」

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

お問い合わせ

保険課 資格担当

☎ 083-925-6142

短期給付事業について

組合員および被扶養者の医療、休業および災害に係る給付を行っており、法定給付と、共済組合が独自に定めた附加給付があります。

主な給付として、医療機関で受診する際に共済組合から発行される組合員証や組合員被扶養者証等（以下「組合員証等」という。）を提示することで、医療費の一部（3割など。以下「自己負担額」という。）を負担するだけで必要な医療を受けられます（「療養の給付」など）。

※組合員証等を使用した場合の給付は、請求手続き不要です。

次のときは、所属所の共済組合事務担当課を通じて請求書を提出してください。

①組合員証等を使用しなかったとき

②下表で請求手続き「要」となっている給付を受けるとき

共済組合受付期限：給付事由が生じた日から起算して2年

(1) 法定給付

種類	内容	請求手続きの要・不要	
保健給付	家族療養の給付 組合員および被扶養者が、病気または負傷により以下の行為を受けた場合 1 診療 2 薬剤または治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護 5 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割	不要	
	家族入院時食事療養費 特定長期入院者（療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者）を除く組合員および被扶養者が、保険医療機関等から食事療養を受けた場合 基準額から食事療養標準負担額を控除した額を共済組合が負担		
	家族入院時生活療養費 特定長期入院者（療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者）が、生活療養を受けた場合 基準額から生活療養標準負担額を控除した額を共済組合が負担		
	家族保険外併用療養費 組合員および被扶養者が、指定の保険医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合 当該療養において、健康保険が適用となる療養に要する費用については、7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割		
	家族療養費 組合員および被扶養者が組合員証等を保険医療機関等へ持参しなかったため医療費を全額自己負担した場合、治療用装具を作製した場合およびやむを得ない事情により組合員証等を使用できなかった場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割		要
	家族訪問看護療養費 組合員および被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割		不要
	家族移送費 組合員および被扶養者が負傷・疾病により移動が困難な状態で、医師の指示により移送された場合において、共済組合が緊急その他やむを得ないと認めたとき 共済組合が相当と認めた移送に要した費用を負担		要
高額療養費 組合員および被扶養者1人につき1か月（同じ月内）に1医療機関ごと（医科・歯科別、入院・外来別）に窓口で支払った医療費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じて次のとおり算出した自己負担限度額を超える場合、超えた額を共済組合が負担 ●70歳未満 ①標準報酬月額830,000円以上の者 $252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 140,100円 ②標準報酬月額530,000円以上830,000円未満の者 $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 93,000円 ③標準報酬月額280,000円以上530,000円未満の者 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 44,400円 ④標準報酬月額280,000円未満の者 57,600円 多数回該当 ^{※1} 44,400円 ⑤低所得者（住民税非課税） ^{※2} 35,400円 多数回該当 ^{※1} 24,600円	不要		

種類	内容	請求手続きの要・不要
保健給付	●70歳以上 1 一定以上所得者(標準報酬月額280,000円以上の者) ●世帯(入院・外来) 標準報酬月額830,000円以上の者 $252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 140,100円 標準報酬月額530,000円以上830,000円未満の者 $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 93,000円 標準報酬月額280,000円以上530,000円未満の者 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 44,400円 2 一般(標準報酬月額280,000円未満の者) ●世帯(入院・外来)57,600円 多数回該当 ^{※1} 44,400円 ●個人(外来のみ) 18,000円(年間144,000円上限) 3 低所得者II(住民税非課税) ^{※2} ●世帯(入院・外来)24,600円 ●個人(外来のみ) 8,000円 4 低所得者I(住民税に係る所得金額がない等) ●世帯(入院・外来)15,000円 ●個人(外来のみ) 8,000円	不要
	高額介護合算療養費 世帯内で医療・介護保険に係る自己負担額が高額となった場合に支給 算定基準額(所得等により異なる)を超えた額の内、共済組合が負担すべき額	要
	家族 出産費 ^{※3} 組合員および被扶養者が出産したときに支給 420,000円(在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入の分娩機関における出産は408,000円)	要
	家族 埋葬料 組合員および被扶養者が公務によらないで死亡したときに支給 ●組合員および組合員の死亡当時、被扶養者であった者が請求するとき……50,000円 ●それ以外の者が請求するとき……埋葬に要した費用(最高50,000円)	
休業給付	傷病手当金 組合員が公務によらない病気または負傷による療養のため引き続き勤務に服することができない場合に支給(1年6か月を限度。結核性の病気は3年) $1日につき標準報酬日額※4 \times 2/3$	要
	出産手当金 組合員が出産したとき、出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)以内および出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間について支給 $1日につき標準報酬日額※4 \times 2/3$	
	育児休業手当金 ^{※5} 組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得し、勤務に服さなかった場合に支給(育児休業に係る子が1歳に達する日まで。所定の要件に該当している場合は最大2歳まで) $1日につき標準報酬日額※4 \times 50/100$ (休業期間が180日に達する日までの間は、67/100)	
	介護休業手当金 ^{※5} 組合員が介護休業により勤務に服さなかった場合に支給(同一事由につき最大66日まで) $1日につき標準報酬日額※4 \times 67/100$	
	休業手当金 組合員が公務によらない不慮の災害、被扶養者の病気または負傷等の事由により欠勤した場合に支給 $1日につき標準報酬日額※4 \times 50/100$	
	家族 弔慰金 組合員および被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合に支給 組合員…標準報酬月額の1か月分 被扶養者…標準報酬月額の1か月分 $\times 70/100$	
家族 災害見舞金 組合員が非常災害により住宅または家財に損害を受けた場合に支給 損害の程度に応じ 標準報酬月額の0.5か月分～3か月分		

※1 高額療養費が支給される場合で、同一世帯においてその月以前の12か月以内に高額療養費の該当が3回以上あったときの、4回目以降の自己負担限度額
 ※2 住民税が非課税の組合員が該当します。新規採用職員、育児休業等の無給休職や海外勤務から復帰した方などが対象となります。「住民税非課税証明書」が必要。

※3 令和5年4月1日以降の出産に係る支給額は、上記の額に80,000円加算した額となります。

※4 標準報酬日額 = 標準報酬月額 \div 1/22 (ただし、傷病手当金および出産手当金については、標準報酬月額 = 支給開始月以前の直近の継続した12か月における標準報酬月額の平均額)

※5 雇用保険法に基づく育児・介護休業給付が支給される場合には、共済組合から支給はできません。

(2) 一部負担金払戻金および附加給付

種類	内容	請求手続きの要・不要
一部負担金払戻金	組合員および被扶養者1人につき1か月(同じ月内)に1医療機関ごと(医科・歯科別、入院・外来別)に窓口で支払った医療費に係る自己負担額(高額療養費支給額・公費医療給付分を除く。)が基礎控除額を超える場合に支給	不要
附加給付	1 標準報酬月額530,000円以上の者 支給額 = 自己負担額 - 50,000円(基礎控除額) 2 標準報酬月額530,000円未満の者 支給額 = 自己負担額 - 25,000円(基礎控除額) (注)100円未満の端数は切捨て。算定額が1,000円に満たない場合は支給されません。	
	家族 埋葬料附加金 (家族)埋葬料が支給される場合に支給 1件につき 30,000円	

お問い合わせ 保険課 医療担当 ☎ 083-925-6142

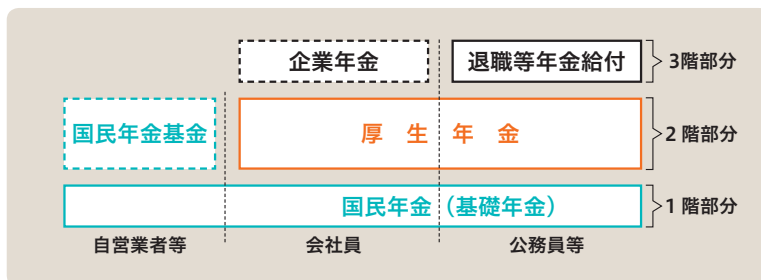
長期給付事業について

※短期組合員には適用されません。

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全国民が加入する「国民年金（基礎年金）」（1階部分）を基礎とし、公務員や会社員が加入する「厚生年金」（2階部分）の2種類に分かれています。また、公的年金の上乗せとして、公務員は、会社員の企業年金に相当する「退職等年金給付」（3階部分）に加入しています（ただし、3階部分は公的年金ではありません。）。

なお、平成27年10月に被用者年金の一元化が行われ、公務員も厚生年金に加入することとなりましたが、一元化前の共済年金の特例や経過措置が設けられたことから、1種類の厚生年金で管理することが難しいため、会社員が加入する第1号厚生年金、国家公務員が加入する第2号厚生年金、地方公務員が加入する第3号厚生年金、私立学校の教職員が加入する第4号厚生年金の4種類に分け管理することとなりました（地方公務員である本組合の組合員は、第3号厚生年金に加入することとなります。）。

組合員が、退職したとき、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、老後の生活や遺族の生活の支えとして、共済組合（全国市町村職員共済組合連合会等）から年金が支給され、年金額は、在職中の標準報酬総額や加入期間に応じて決定されます。



〈厚生年金の区分〉

区分	加入厚生年金	実施機関
会社員	第1号厚生年金	日本年金機構
国家公務員	第2号厚生年金	国家公務員共済組合等
地方公務員	第3号厚生年金	地方公務員共済組合等
私立学校教職員	第4号厚生年金	日本私立学校振興・共済事業団

●国民年金（基礎年金）

年金種別	対象者	支給要件
老齢基礎年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が65歳になったとき
障害基礎年金	被保険者および元被保険者	初診日前に保険料納付済期間等が加入期間の3分の2以上ある者が、国民年金法等の障害等級1・2級に該当する障害の状態にあるとき
遺族基礎年金	死亡した被保険者（元被保険者）の配偶者で18歳未満の子がいる者等	死亡時に、その者に扶養されていた18歳の最初の3月31日までの子がいるなどのとき

●厚生年金

年金種別	対象者	支給要件
老齢厚生年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が*65歳になったとき *昭和36年4月1日より前に生まれた者等については、支給開始年齢の特例があります。
障害厚生年金	被保険者および元被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、国民年金法等の障害等級1級・2級・3級に該当する程度の障害の状態になったとき
障害手当金	被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、障害厚生年金の支給要件に該当しないが、一定の障害にあるとき
遺族厚生年金	死亡した被保険者（元被保険者）の配偶者または18歳未満の子等 ※夫、父母の場合は、55歳以上の者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が死亡したとき ●被保険者資格喪失後、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき ●障害等級が1・2級の障害厚生年金の受給者が死亡したとき ●老齢厚生年金の受給者（被保険者期間が25年以上の受給者に限る。）または被保険者期間等が25年以上の者が死亡したとき

あなたの年金の加入状況等をお知らせ

毎年誕生月に 「ねんきん定期便」を送付しています

現在加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、共済組合または日本年金機構は、59歳以下の方に対して「ねんきん定期便」をご自宅へ送付しています。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付し、通知内容は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

ねんきん定期便の通知内容

	50歳未満の方 (圧着ハガキ)	50歳以上の方 (圧着ハガキ)	35歳、45歳の方 (封書)(パンフレット)	59歳の方 (封書)(パンフレット)
これまでの年金加入期間	○	○	○	○
これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額) [※]		○		○
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	○
最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○		
これまでの年金加入履歴			○	○
これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			○	○
これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

※老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により、見込額は変化します。

退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る 「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

財政方式については、旧職域部分が賦課方式(注1)であったのに対し、退職等年金給付は積立方式(注2)となります。そのため、前年度の積立額や残高をお知らせすることを目的に、毎年5月末頃に「給付算定基礎額残高通知書」をご自宅へ送付しています。

(注1) 賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクがあります。

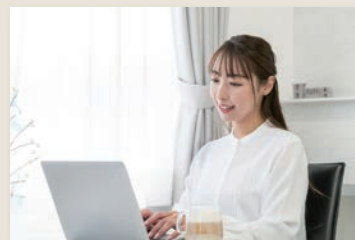
(注2) 積立方式…将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式です。現役世代の減少による影響を受けません。

地共済年金情報Webサイト 年金見込額等をいつでも閲覧！

組合員の皆さんに年金情報をインターネットで提供しています。
このサイトでは、年金見込額や年金の加入履歴等を閲覧できます。
※ご利用にはユーザ登録が必要です。

地共済年金情報Webサイト

検索



●利用時間：24時間365日(サーバーのメンテナンス時を除く。)

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ

年金課 年金担当

☎ 083-925-6550

福祉事業について

組合員と被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、生活の安定を目的に設けられた事業です。

項目	内容	備考	
健康診断	人間ドック	共済組合指定の健診機関で人間ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します(事前の申し込みが必要です)。	30歳以上の組合員、被扶養配偶者が対象
	定期健康診断 がん検診	各所属所が実施した健康診断・がん検診に対して、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象
	歯科健診	山口県歯科医師会の会員である歯科医院で、無料で歯科健診を受けることができる歯科健康診断票を配布します。(治療に係る費用は、自己負担となります。)	
	特定健康診査	生活習慣病の発症を防止する目的で、法定の検診を行います。	21ページ参照
疾病予防	インフルエンザ 予防接種	年1回、インフルエンザ予防ワクチンを接種する場合、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象 上限1,000円
	メンタルヘルス 相談	委託相談機関で年度内に3回まで無料で相談できる利用券を配布します。	組合員のみ対象
	禁煙支援	保険医療機関で禁煙外来を受診する場合、自己負担額の全額を助成します。	
	医療情報の提供	健康診断や人間ドックの受診結果により、リスクをかかえている方に対して情報提供を行います。	—
	医療費適正化指導	高齢の方を中心に、専門業者が健康寿命を延伸するためのアドバイス等を行います。	
	生活習慣病 予防指導	健診結果をもとに、専門業者が実施するプログラムをご案内します。	
	特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症を防止することを目的とした生活指導を行います。	21ページ参照
健康関連セミナー	生活習慣病やがんの予防を目的としたセミナーを行います。	—	
保養・ 教養	「防長苑」宿泊利用	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限3,500円
	保養所・ 宿泊施設利用	共済組合が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限2,000円
	保健・ 文化施設利用	共済組合が指定する保健・文化施設を利用した場合、利用料金の一部を助成します。	施設ごとに助成額が異なります 上限500円
	「防長苑」利用割引	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、利用料金の一部を助成する割引券を発行します。	割引券 1,000円×2枚 (利用料金の半額を上限とします) NEW 食事券 2,000円×1枚
勤続25年祝、結婚祝の助成券は、令和5年度で終了しました。 なお、すでに発行した祝助成券に印字された有効期限までは利用可能です。			
将来設計	ライフプラン セミナー	自らのライフプランについて関心を高めることを目的としたセミナーを行います。	—
	ライフプラン ステーション	自らのライフプランについてシミュレーションできます。共済組合ホームページからログインしてご利用ください。 【ID:yamaguchi、パスワード:kyosai】	
	貯金	給料天引き、または振込による積み立てで、財産づくりをお手伝いします。	22ページ参照
	貸付	生活の安定を図ることを目的として、臨時の支出に対する資金の貸付を行います。	23ページ参照

特定健康診査・特定保健指導

自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐための、健康管理に関する事業を行っています。実施対象者は、40歳から74歳までの組合員と被扶養者です。

項目	内容	実施対象者	案内および利用方法
特定健康診査	生活習慣病を予防するための健康診査の受診	組合員	各所属所で実施される定期健康診断、または共済組合の人間ドックを受診することで、特定健診を受診したことになります。
		被扶養者	毎年6月頃に、特定健康診査を無料で受診できる「受診券」を自宅へお送りします。
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に対するアフターフォロー	組合員 被扶養者	3つの方法のうち、いずれかで実施します。 ①保健指導を無料で利用できる「利用券」を送付 →指定医療機関で指導を実施 ②委託業者による指導の実施 ③特定健康診査および人間ドックの受診後に引き続き指導を実施

2024
年度

お得な利用助成券等を配布します

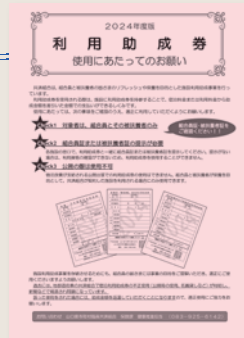
利用者ご自身で必要事項をご記入のうえ利用していただく助成券等を共済だより特別号(本誌)を入れたクリアホルダに同封しています。

ぜひ、ご自宅にお持ち帰りいただき、1年間しっかりとご活用ください。

1

利用助成券使用にあたってのお願い

利用助成券の各対象施設、使用上の注意点および記入方法について説明しています。



各種利用助成券

各種利用助成券の助成金は、事後精算はできませんので、対象施設へお出かけの際は忘れずに助成券をご持参ください。

また、組合員証・被扶養者証で本人確認を行いますので併せてご持参ください。



2

防長苑割引券

山口市湯田温泉にある保養所「防長苑」で利用できる割引券です。

宿泊に限らず、御食事だけでもご利用いただけます。

新たに「食事券」2,000円を追加しました。



3

歯科健康診断

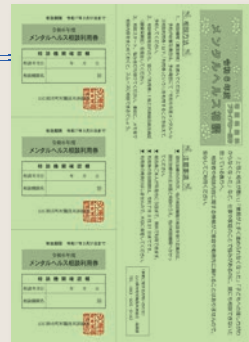
歯科健康診断の受診の仕方について説明しています。案内文以降に、受診する際に必要な「歯科健康診断票」があります。



4

メンタルヘルス相談

日常の悩み事について相談できる相談機関一覧といっしょに、相談方法や「メンタルヘルス相談利用券」を1つにまとめています。



お問い合わせ

貯金・貸付に関すること
上記以外に関すること

総務課 貯金・貸付担当
保険課 健康推進担当

☎ 083-925-6551
☎ 083-925-6142

1 事業の目的としくみ

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として、貯金事業を行っています。
組合員の皆さんからお預かりした資金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

2 貯金利率および運用状況

●貯金利率

年1.0%(税引前)の半年複利(令和6年4月1日現在)。利率は、金融情勢等により変動することがあります。
付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

●共済貯金の運用

共済貯金は、金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めています。

3 共済貯金の各種手続き

目 加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「印鑑登録票」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。
毎月10日共済組合着で、翌月から積立開始となります。
※臨時積立のみを希望される場合も、加入手続きをしてください。

*積立の種類

- ▶ 毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ▶ ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ▶ 希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所の共済組合事務担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位、上限100万円)を振込んで積立
臨時積立は年度内2回まで

目 積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ・4月積立分からの変更・・・2月10日～3月10日の間受付
- ・10月積立分からの変更・・・8月10日～9月10日の間受付

変更受付期間は
年2回!

目 給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用 ※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

目 払戻し

- ・15日送金(前月末日受付)・末日送金(当月15日受付)

目 解約(月1回送金)・・・末日送金(当月10日受付)

目 残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配付します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

※各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。

※末日送金は、12月の場合28日となります。(令和6年度は休日のため、12月27日となります。)

期間
限定

新規加入キャンペーン
～令和6年6月10日まで～

定例積立または賞与積立を申し込みされた場合、
図書カード1,000円分プレゼント

お問い合わせ 総務課 貯金担当 ☎ 083-925-6551

貸付

年利 **1.26%**

組合員の生活の安定を図るため臨時の支出に対する資金の貸付を行っています。

(令和6年4月1日現在)

貸付種類	貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付	組合員・家族の生活用品等の購入費用など 例)「自動車の購入」や 「習い事や塾の費用」	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	1.26
住宅貸付	組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や 「住宅のリフォーム」など	組合員期間が 1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応 住宅貸付	組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅または 災害貸付に 準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が 限度額を超えるとき、超える額のうち 介護対応工事費用を対象とする)	1.00
災害貸付	家財	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	0.93
	住宅		組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	1.26
	入学		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1~6年) (最高1,080万円)	
	結婚		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭		給料の6月分 (最高200万円)	
高額医療貸付	組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、 任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付	組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※貸付日より前に支払いが終わるもの(医療・入学・修学貸付を除く)、ローンの借換やクレジットの返済などは、貸付の対象となりません。
 ※貸付利率は固定ではありません。地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に応じて変動します。
 ※共済組合を含む金融機関などへの毎月の返済額が給料月額30%を超える場合や、年間の返済額が給料年額の30%を超える場合は、貸付ができません。
 ※毎月の償還額は、貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額は、共済組合のホームページに掲載の「貸付金額別償還額一覧表」をご覧ください。
 ※短時間勤務職員の償還額は、任期によって決まりますのでお問い合わせください。

お問い合わせ 総務課 貸付担当 ☎ 083-925-6551

団体保険一覧

ライフサポート（生命保険・医療保険）〔引受保険会社：明治安田生命保険相互会社・明治安田損害保険株式会社〕

募集時期：8月中旬～10月下旬

項目	継続可能保険年齢	給付内容	対象者	
遺族サポートプラン ★配当金あり	70歳	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	組合員 配偶者 子供※	
		障害厚生年金1級認定による障害保険金 障害厚生年金1級、2級認定による障害初期給付金	組合員	
遺族サポートロング ★配当金あり	80歳	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	組合員 配偶者	
総合医療プラン	79歳	入院、ICU治療、手術、手術後療養、介護等給付金、死亡・高度障害保険金等	組合員 配偶者	
先進型医療プラン		入院支援給付金、外来手術給付金・外来放射線治療給付金及び先進医療給付金等	組合員 配偶者 子供※	
重病克服プラン		7大疾病及び上皮内新生物の治療に対する保険金、死亡・高度障害保険金 (特約の付加により保障内容が異なる)	組合員 配偶者	
長期療養プラン	64歳*	病気やケガで長期休職となった場合の所得補償 *組合員資格喪失時に脱退	組合員	
既加入者専用	長期継続保障	74歳	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	組合員 配偶者
	医療保障保険 ★配当金あり	69歳	病気やケガで継続して2日以上入院した場合の入院給付金、死亡保険金	組合員 配偶者 子供※

※被扶養者である子供に限る

- 遺族サポートロング、総合医療プラン、先進型医療プラン、重病克服プラン、長期療養プラン等への加入は、遺族サポートプランの加入が必要
- 退職後の継続加入は、遺族サポートロングへの加入が必要

ゆとり（個人年金）〔引受保険会社：明治安田生命保険相互会社〕

募集時期：8月中旬～10月下旬

項目	継続可能年齢	給付内容	対象者
個人年金ゆとり	61歳*	在職中に積立を行い、年金または一時金で受け取り (個人年金保険料控除の適用があり) *退職時に脱退	組合員

損害保険〔引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社〕

傷害・医療保険募集時期：9月上旬～10月下旬 ※募集時期以外の中途加入可能

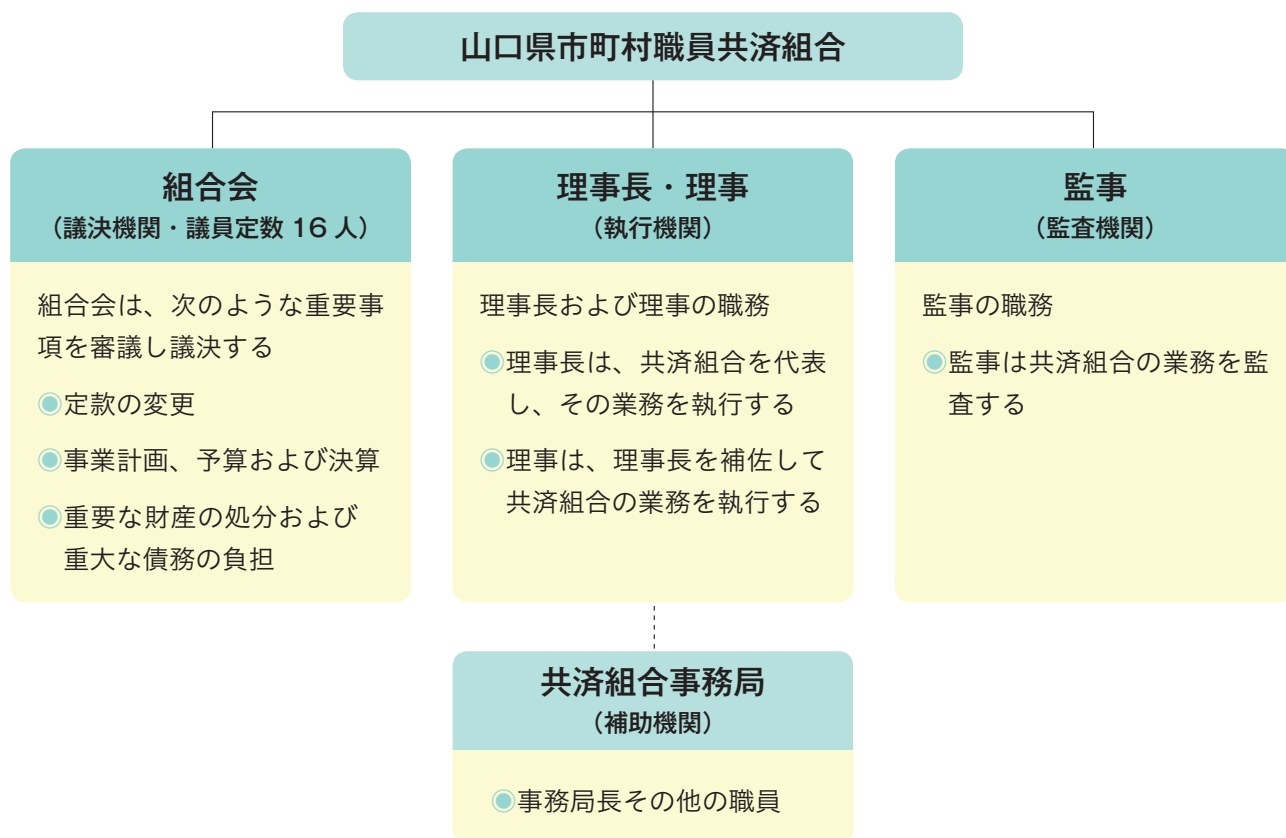
ゴルフ保険募集時期：5月中旬～6月上旬 ※募集時期以外の中途加入可能

項目	加入可能年齢	給付内容	対象者
団体傷害保険	—	傷害事故による死亡・後遺障害、入院、通院、手術等の各種保険金 *個人補償タイプには、弁護士費用総合補償特約セットプランあり	組合員 家族
新・団体医療保険	79歳	疾病による入院、退院後の通院、手術に対する保険金、先進医療等費用	
団体ゴルフ保険	—	ゴルフ場・練習場においての用品の破損、盗難、被保険者のケガ、ゴルフ中の賠償事故等の補償	

制度の詳細はパンフレットをご覧ください（ホームページの団体保険のページ参照）

共済組合の機関

山口県市町村職員共済組合には、その業務を運営するため、次の3つの機関が設けられており、それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるように努めています。



共済組合事務局	〒753-8529 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 URL: https://www.kyosai-yamaguchi.jp	083-925-6141
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌(共済だより)およびホームページに関すること ・資産の保管および資金の運用に関すること ・組合員の貯金の受入、払戻しに関すること ・組合員の臨時の支出に必要な資金などの貸付けに関すること ・組合員の団体保険等に関すること 	083-925-6551
保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員・任意継続組合員の資格取得・喪失に関すること ・被扶養者の認定・取消に関すること ・掛金・負担金および標準報酬等の報告に関すること ・組合員とその被扶養者の病気、出産、死亡、休業または災害に係る給付に関すること ・人間ドック・その他検診等の助成に関すること ・特定健康診査・特定保健指導に関すること ・組合員の健康相談・健康づくりにかかる事業に関すること ・組合員の保養・教養に関すること 	083-925-6142
年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金に関すること(厚生年金の手続き、試算、加入期間の確認など) ・年金相談に関すること ・「年金者連盟」に関すること 	083-925-6550
防長苑	〒753-0077 山口市熊野町4番29号 URL: https://www.bochoen.jp	083-922-3555

山口県市町村職員共済組合は、保養施設やまぐち湯田温泉「防長苑」を運営しております。組合員・ご家族・ご友人とお気軽にご利用ください。組合員・被扶養者の方は宿泊利用助成券や割引券が使えます。



宿 泊

和室(8・10畳)、洋室(シングル・ツインルーム)の全26室をご用意しております。

ご家族・ご友人との気軽な温泉旅行や、防長苑でのご宴会・イベントに参加後の宿泊、山口近郊や湯田温泉での集会後の宿泊など、さまざまなシーンにお役立てください。

オンライン宿泊予約も承っております。防長苑公式HPよりどうぞ。オンライン宿泊予約では多様でお得な和室1泊2食プランを中心に提供しております。

公式HP以外でも、楽天・じゃらん・Yahoo!などの予約サイトからご予約可能。ポイントもたまってさらにお得!!

※シングル・ツインルームご希望の場合や団体でのご利用を予定されている場合はお電話にてお問い合わせください。

宿泊料金はこちらにてご確認ください。➔



会 議・宴 会

和・洋それぞれの大小さまざまな会議室をご用意しております。また、本格的な和会席や洋食コース料理をはじめ、和・洋それぞれの料理を楽しめる和洋会席料理、山口県内の食材を使用した料理、ビュッフェスタイルをはじめとしたパーティー料理などをお祝い事、御法要、お食事会などさまざまな目的、人数、ご予算に応じてご提供しております。お気軽にお問い合わせください。

メンバーや目的に合わせてメニュー対応いたします
「お酒を飲む人が多いので、酒の肴が中心のメニューにしたい」「女性がほとんどの集まりなのでデザートを豪華にしてほしい」「若いメンバーでとにかくボリュームを重視したい」同じ会席料理・パーティー料理でも、メンバーが違えば好みも変わります。打ち合わせの際はご要望をお伝えください。

ケータリングも承ります
御法要では会席弁当のケータリングも承っております。(配達可能エリアに限りがございます。お問い合わせください。)

会席料理 5,000円から
パーティー料理 4,000円から
飲み放題も対応可能です

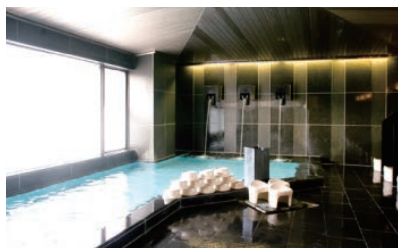


温泉

防長苑のある湯田温泉は、無色透明なアルカリ単純泉で、「美肌の湯」と呼ばれております。宿泊以外でも、組合員は温泉を日帰り入浴でご利用いただけます。

受付時間 11:30～21:00 フロントにて受付
料 金 おとな300円：タオル貸出は100円

食事付日帰り入浴でのんびり、湯ったり
個室での休憩・食事付の「個室でゆったりプラン3,500円」等、ゆっくりお過ごしいただけるプランをご用意しております（要予約）。



ランチ

定 休 日 ◆ 毎週土・日曜日、祝日
営業時間 ◆ 11:30～14:30
(ラストオーダー 14:00)



お取り寄せ

ふくさし、ふくちりセットなど、防長苑オリジナルの商品を販売しております。一部の商品はオンラインショップで購入できます。



防長苑
オンラインショップ



山口県市町村職員共済組合
<https://www.kyosai-yamaguchi.jp/>



やまぐち湯田温泉 防長苑
<https://www.bochoen.jp/>



防長苑 Facebook
<https://www.facebook.com/bochoen/>



ぐるなび
<https://r.gnavi.co.jp/ahtx6cth0000/>



防長苑 Line@
<https://lin.ee/emuWupw>



防長苑チャンネル
<https://www.youtube.com/channel/UCBBcRy2WovJkBjwykMpSXUA>



共済事業 説明動画

だれでもいつでも気になったときに「共済組合が行っている事業」の詳細が確認できるように、その目的や内容を説明した動画を作成しました。

事業（項目）ごとの短時間の動画になっておりますので、ガイドブックをお手元に用意し、知りたい項目をご視聴いただき、日々の生活にお役立てください。



山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(代表) 083-925-6551(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課)
発行日/令和6年3月29日 URL <https://www.kyosai-yamaguchi.jp>